

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 新旧対照条文

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 建設省 令第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（設置者の区分）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（設置者の区分）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二（略）</p>

3 (略)

別表第一(第二条関係)

案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識

専用通行帯	種類	(略)	表示する意味	設置場所	
	番号				(3 2 7 の 4)
	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>				

3 (略)

別表第一(第二条関係)

案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識

専用通行帯	種類	(略)	表示する意味	設置場所	
	番号				(3 2 7 の 4)
	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>				

駐車余地 (5 0 4)	(略)	種類	表示する意味	補助標識が附置される本標識	指示標識 補助標識 (略)	(略)	普通自 転車専 用通行 帯	(3 2 7 の 4 の 2)	普通自 転車専 用通行 帯
		番号					表示する意味		普通自転車専用通行帯の前面及び普通自 転車専用通行帯内の 必要な地点における 左側の路端
		表示する意味					普通自転車専用通行 帯の前面及び普通自 転車専用通行帯内 の設けられた道路にお いて、普通自転車が通 行しなればならない車 両通行帯（以下この項 において「普通自転車 専用通行帯」という。 ）を指定し、かつ、軽 車以外の車両が通行し なければならぬ車両通 行帯として普通自転車 専用通行帯以外の車両 通行帯を指定すること。		

駐車余地 (5 0 4)	(略)	種類	表示する意味	補助標識が附置される本標識	指示標識 補助標識 (略)	(略)		
		番号						
		表示する意味						

(略)

備考 (略)

別表第二(第三条関係)

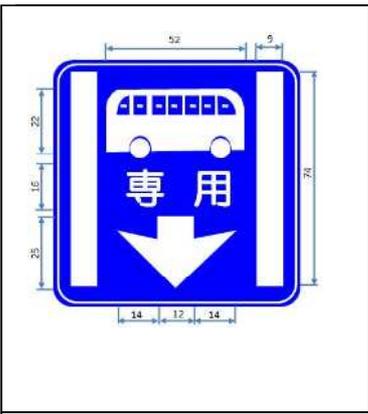
案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識

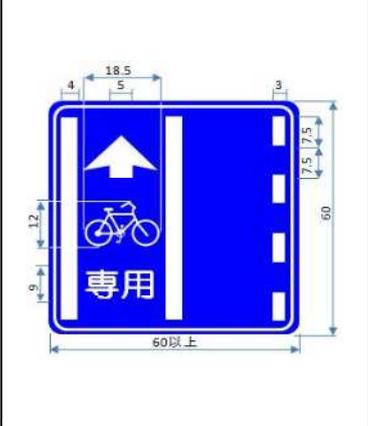
専用通行帯

(327の4)



普通自転車専用通行帯

(327の4の2)



指示標識 (略)

補助標識 (略)

備考

一 本標識板(本標識の標示板をいう。)

(一) 表示

(略)

備考 (略)

別表第二(第三条関係)

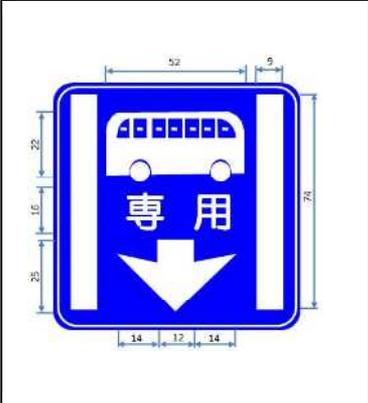
案内標識 (略)

警戒標識 (略)

規制標識

専用通行帯

(327の4)



指示標識 (略)

補助標識 (略)

備考

一 本標識板(本標識の標示板をいう。)

(一) 表示

1 案内標識(「サービス・エリアの予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」(「総重量限度緩和

指定道路(118の3(B))にあつては、矢形を除く。)及び「高さ

限度緩和指定道路」(「高さ限度緩和指定道路(118の4(B))」及

び「高さ限度緩和指定道路(118の4(D))」にあつては、矢形を除

く。)を表示するものを除く。)、
「形(又は形)道路交差点あり」、「右(又は左)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅員」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「一方通行(326(A))」、「車両通行区分」、「特

定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。五の2を除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区

1 案内標識(「サービス・エリアの予告」、「サービス・エ

リア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」(「総重量限度緩和

指定道路(118の3(B))にあつては、矢形を除く。)及び「高さ

限度緩和指定道路」(「高さ限度緩和指定道路(118の4(B))」及

び「高さ限度緩和指定道路(118の4(D))」にあつては、矢形を除く。)を表示するものを除く。)、
「形(又は形)道路交差点あり」、「右(又は左)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅員」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最

低速度」、「一方通行(326(A))」、「車両通行区分」、「特

定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。五の2を除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限

間」にあつては、「60」に限る。）は、例示とする。

2 } 31 (略)

32 「専用通行帯」を表示する規制標識の標示板については、必要がある場合においては、次に図示したものに準じて、記号に代えて文字を用いることができる。



33・34

(略)

(三)(二)

色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」

、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯

」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区

間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め

駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するもの

については、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4) (略)

4 (略)

(五) (略)

(六) 車両の種類 略称

る。）は、例示とする。

2 } 31 (略)

32 「専用通行帯」を表示する規制標識の標示板については、必要がある場合においては、次に図示したものに準じて、記号に代えて文字を用いることができる。

33・34

(略)

(三)(二)

色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」

、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯

」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区

間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び

「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4) (略)

4 (略)

(五) (略)

(六) 車両の種類 略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車 両 の 種 類		略 称
(略)		二 輪
二輪の自動車及び原動機付自転車 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号） 第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自 転車		小 二 輪
(略)		

二丁四 (略)

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車 両 の 種 類		略 称
(略)		二 輪
二輪の自動車及び原動機付自転車		
(略)		

二丁四 (略)